

特集

巻頭言

座談会

論文

施策紹介

体験記

解説

特別寄稿

カラー

芸術文化政策の推進

真の文化国家を目指して

坂本朝一 6

芸術文化の振興

（出席者）遠山一行／永井多恵子／福原義春／司会 渡辺通弘

8

芸術活動と国際交流 これからの日中美術

丹羽正明 16
桑原住雄 20

関係者の意願がここに実現
表情のある国へ

文化庁長官官房総務課

24

「芸術文化振興基金」発足に思う

堤 清二

26

芸術文化振興基金に望むもの
どこを活力源とするか

細川護熙

28

助成事業の概要

渡辺浩子

29

現代の遣唐使

横井 茂

32

東京のある文化運動

糟谷道明

34

文化政策国際会議報告

柳田敏司

36

文化財保護行政の歩み

柳田敏司

43

学校建築の今昔 城西小学校

人ここの道 阪田誠造

1

人間国宝登場 六世宗家 藤間勘十郎

わがまちの教育文化 ⑤ 清水市

4

名作シリーズ 北野天神縁起

ことばの小箱 / やさしい教育用語の解説

表紙 2

文化財紹介 アジア航海図

私の選ぶ一冊

表紙 3

72715655545150

科学のひろば 宇宙科学研究所②
海外教育ニュース
郷土に生きる教育家群像⑦ 神奈川県
鑑賞席 西大寺展
読者からのたより
編集後記
84 83 82 78 76 74

イラスト 赤羽根秀・内部敬生・須田博行

文化財保護行政の歩み

—地域からみた40年—

●
柳田敏司

一
はつし

私が埼玉県の社会教育課勤務を命ぜられ、文化財保護係の担当者となったのは昭和三十一年七月一日付の辞令をもらってからである。それまでは教職にあり、社会科の教師であった。

戦時中は軍隊に召集されて、日夜激しい軍隊教育を受けていた。常に祖国のため死ぬことのみを強要され、精神的にも肉体的にも疲労きっていた昭和二十年八月一日、連隊の営庭で、完全軍装して、捧げ銃をしながら昭和天皇の終戦の詔書を拝した。ほおを伝って流れる涙は悲しみよりも、これで死なないで故郷へ帰れるという、うれし涙であった。

復員後、学生生活に戻ったが、「神国日本」「世界に不滅の日本」という国の歴史は全面的に否定され、国の始まりは天照大神に代わって石器時代とか縄文時代となり、我が国の本当の歴史とは、と疑問をもつようになった。そして自分たちの祖先の歩んできた本当のことを知ろうと決意し、首をつつこんだのが考古学という学問であった。発掘があるといえば、リュックサックに若干の衣料と、主食の米を詰めこみ、ボーリンググステッキを持って出掛けた。発掘に参加するといっても、大体



やなぎだ・としじ 1926年生。埼玉県出身。国学院大学卒業。埼玉県文化財保護課長、同県立博物館長を歴任。現在、埼玉県文化財保護審議会委員。文部大臣表彰（文化財保護）。著書「埼玉の文化財」「埼玉の城館跡」「稲荷山古墳」「杖刀人のふる里に生まれて」等。ほかに発掘調査報告書。

穴掘り、土の運搬で労働力の提供であった。

昭和二十六年春、同僚と小さな古墳を発掘調査しようということになり、資金を用意し、地主の了解を得、発掘にかかろうとしたところ、「最近、「文化財保護法」という法律ができ、発掘の届出を県の教育委員会へ提出し、許可を得なければ、罰せられる」と忠告してくる者がいた。早速県庁を訪ね、所管の課に伺い、古墳を発掘したい旨話をしたところ、ここで何やら書類を示しながら、「あんた方だけでは発掘の許可はできません。大学の考古学の先生に発掘責任者になってもらいなさい。地主の承諾書とともに発掘計画書を付して、この書式で提出するように」といわれ、体よく断わられてしまった。なんと厳しくなったのだらうと驚いた。結局その発掘はあきらめた。それから「文化財保護法」とはどんな法律か読み返し、埋蔵文化財についての項目が

二 文化財保護の基礎期
(昭和三〇年代)

あることを知った。このときが私にとつての「文化財保護法」との出会いといえる。以後も貝塚、住居跡、古墳と県内で発掘があるときは、下働きのお手伝いを続け、その成果を学校教育の現場で、生きた社会科の教材として、写真、スライドで活用していた。

昭和三〇年、教師の現職のまま、東京大学へ派遣され、研究生として勉学する機会を得た。

この間には県教育委員会主催の文化財調査に協力することが多かった。当時、埼玉県では昭和二十七年に、文化財保護法施行に伴い、「埼玉県文化財保護条例」を制定したが、不備の点が多かったため、昭和三十〇年に全面改正し、行政組織上も、社会教育課に文化財保護係を設けた時期であった。この新設の文化財保護係の埋蔵文化財、史跡の担当者として勤務することになったわけである。

それから文化財保護行政に直接携わること二年、関係機関に一〇年と、一途に文化財の保護の仕事につき昭和六二年、現役を終わらせた。

私の歩んだ道は、一地域における文化財保護の歩みそのものであったと思うので、私の体験したいくつかの事例をあげてその責を果たすことにしたい。

どの調査を実施したが、これも文化財に対する認識を新たにさせることが主眼であった。やはり在地の研究者の協力を得て、県・市町村共催で調査した。昭和三八年に文化庁の補助事業として「民俗資料緊急調査」を全国にさががけて実施。昭和四〇年には、その成果を「埼玉の民俗」「埼玉の民俗写真編」として刊行し、以後の民俗調査の規範とすることができた。この調査を機に関心をもつ者が輩出し、後に「埼玉民俗の会」を結成し、各地の民俗調査を進める基盤をつくることになった。

特別寄稿



遺跡発掘現地説明会

昭和三〇年代は、敗戦後の不況を克服し、食料難を乗り越え、経済復興、国土復興の気運みなぎり、後半には高度経済成長政策が唱えられ、所得倍増をスローガンに池田内閣が誕生する。首都東京に隣接する埼玉県は必然的に工場建設、住宅地の造成、道路工事など開発に伴う土木工事が増加しはじめた時期であった。

学術発掘件数は二〇年代は年間一〇件前後で、土木工事等に伴う行政発掘は数件で、両者合わせても二〇件前後であった。この比率が逆転し、記録保存のための行政発掘が、学術発掘より多くなったのは昭和三十三年からである。この年以後、開発に伴う発掘件数が漸増し、やがて昭和四〇年代の急増期を迎えるわけである。

このような状況に対応するため次のような事業を実施した。

1、古墳分布調査

この分布調査は戦中の食糧増産策によって破壊され、削りならされた古墳が多数想定されたこと。今後の開発計画に対処するため、

3、文化財めぐり

国、県指定文化財を対象に、各地区ごとにコースをつくり、解説者同道で「文化財めぐり」を実施した。バスで一巡するもので、文化財を知ってもらうとともに、保護思想の啓蒙普及が主目的であった。毎回参加者が多く、時にはバスを三台もチャーターするほど盛会であった。昭和三〇年から始め一〇年間実施したが、市町村教委が住民を対象に行うことが多くなったので、県の主催ということを取り止めとした。この事業は文化財を知り、その保護に関心を持ってもらうことに大きな成果をあげた事業と思っている。

4、文化財保護協会の創設

県では昭和三〇年に「文化財保護条例」を制定し、翌年施行規則を公布し、行政組織上は社会教育課に文化財保護係を設け、専任職員を配して、文化財保護行政を軌道にのせたい。しかし、市町村における文化財保護行政は立ち遅れていた。各市町村でも文化財保護条例を制定して市町村にとって重要な文化財は市町村指定の文化財とすることができると、という啓蒙と条例の制定を積極的に勧奨した。その手段としてとられたのが「文化財保護協会」の設立であった。この会の会員は各市町村教委、文化財保護機関とし、会費は市町村

その所在地、所有者、基数、保存状態等を把握し、埋蔵文化財行政の基礎資料とするともに学術研究、教育資料とすることを目的とし、併せて市町村の文化財行政を振興させることも目標とした調査事業であった。調査は県文化財専門委員、文化財担当者、地元教委職員が一組となり、地元研究者、郷土史家などの案内で一基ずつ、高さ、直径、型、遺物散布状況を調べカードに記入する仕事であった。夏の炎暑の中、木枯し吹く真冬、自転車で行った。県内を八ブロックに分け、一ブロック一年ずつかけ、昭和三〇年から八年後の昭和三十七年に終了、翌年、調査報告書最終編を刊行した。この調査は古墳の分布状況を把握しただけでなく、各市町村教委、土地所有者に古墳の重要性を認識させることに大いに効果があった。

2、民俗調査

昭和二十九年「文化財保護法」の一部改正により民俗資料の保護に関する条項が独立して設けられたのを受けて、昭和三十三年から年中行事を中心として、獅子舞などの郷土芸能な



文化財保護協会総会

の人口割で額を決めた。各都市から一名ずつ理事が選出され、会長は理事の互選とした。昭和三十三年六月に発足し、以後県の文化財保護行政と一体となって活動し今日に至っている。主な事業としては、以下のものがある。

- (1) 文化財講習会
毎年夏期に四〜五日間にわたって、文化財について研修するもので、対象は市町村の文化財担当者、所有者、郷土史研究者、教師等で、文化財の見方、鑑賞法、取り扱い、保存管理法、文化財の解説など基礎的な事項を種目としている。今年は第三五回となる。
- (2) 機関誌の発行
協会の連絡機関誌であるが、毎号特集記事として、彫刻の見方、民俗の手引、円空仏、植物、古墳など、県内の研究者に依頼し連載しているのが喜ばれている。
- (3) 文化財保護の功労者、団体の表彰

地道に各地方で文化財保護に尽力している方々および団体を毎年五人以内、二団体を表彰している。陰の功労者に対する顕彰で、表彰者は老人が多い。表彰式場で、思わず涙ぐむお年寄を目のあたりにすると、この制度は、ささやかではあるが、金銭には代えることのできない、よい制度だと思つづくと思う。



関東ブロック民俗芸能大会（1988）於岩槻市福祉会館ホール
千葉県佐原市おらんだ楽隊

5、民俗芸能大会

昭和三十四年九月二十六日、第一回関東ブロック民俗芸能大会が、東京渋谷の青年会館ホールで実施された。あいにくと前日から風雨強く、当日は暴風雨となった。しかし、一都一〇県から集まった芸能の関係者は熱演し、会場の観賞者の拍手が続いた。しかし、担当者の間で批判もあった。その主な点は、出演者が農民を主とした郷土芸術であり、本来、野外で実演するものである。それを、舞台に合うように踊り方を直されたり、時間制限をされたり、テレビ撮影のためのリハーサルまで行わせて、出演者を疲労させるのみならず、伝統的な舞、所作を無視したものであった。しかし、二二回を終わつたところで、関東ブロック芸能大会は中止ということに担当者会議、主管課長会議で決定した。再開したのは五年ほどのちのことである。再開第一回の芸能大会を埼玉で引き受け、今後の運営を協議し、出演団体は五都県とし、主催県は二―三団体を出演させる。芸能の保護等の研修を同時に開くなど、新しい観点からの再開であった。今に続いているのは担当者の絶ゆまぬ努力があるからだと思つている。

三 文化財保護行政の激動期 (昭和四〇年代)

東京オリンピックの開催を機に地域開発の波は大きなうねりとなって押し寄せてきた。特に昭和四〇年代になると、埼玉県の人口増加率は日本一を誇り、道路建設、宅地造成、工場の新設、農地の基盤整備等、次から次へと、地域開発事業が進んだ。このことはとりも直さず、埋蔵文化財の保存問題を起すこととであった。地域開発が文化財保護の争いは各地で発生した。この相いれない要素を持つた争いを、いかに調整していくかが大きな課題となった。

従来の開発事業は規模もそんなに大きくなく、埋蔵文化財の発掘といつても住居跡の五戸前後で調査は大学の研究室に依頼したり、青年団の奉仕などで済んでいたが、四〇年代になると、開発事業そのものが大規模となり大型のブルドーザーを使って短期間に造成する事業であった。具体的には、住宅公団による大規模団地の造成、東北、関東高速道の建設、東北、上越両新幹線の建設等、目白押し状態であり、発掘件数の増大、発掘面積の拡大により、点から面へと調査範囲が変化して、ここに改めて、発掘調査体制の確立が必要となつてきた。

要となつてきた。文化財行政担当者は事業者との開発に伴う事前の協議、打ち合わせに忙殺され、発掘現場に臨む余裕はなかった。開発事業の増大は遺跡の破壊の増大を招く結果となった。大学では安保闘争とからめて、遺跡保存運動が活発となり、資本制社会確立のための発掘反対、行政発掘反対運動が盛んになつてきた。これら学生による反対運動により、大学による発掘はほとんど行われなくなつてしまった。大学なり、学生に依存してきた地域の発掘調査は、ここで大きな転換期を迎えた。

埼玉県では事業者と協議し、発掘調査の責任は県でもつから、その経費は事業者側で負担して欲しいと話し合い、調査費の原因者負担を導入した。昭和四〇年の秋、住宅公団建設用地の発掘調査がその第一号であった。この調査では表土除去のためブルドーザーを使用した。このような大型機械を発掘に使用したのもこの発掘が最初であった。

1、遺跡調査会

昭和四二年、埼玉県遺跡調査会を設立した。その運営に県費補助をし、発掘調査に要する費用は事業者負担としたのである。この制度は一部研究者等の批判を受けたが、埋蔵文化財を破壊から守り、せめて記録で保存するにはこれ以外に方法はない、という固い決意で

後へは引かなくなった。この遺跡調査会では主として側面のあつて民間開発による遺跡の発掘、整理、報告書の刊行を行つていたが、昭和五六年に発足した財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が軌道にのつた同五九年、事務を引き継ぎ、調査会は発展的に解散した。顧みると、この埋蔵文化財の激動期を乗り切れたのも、この任意団体である遺跡調査会があつたからと思つている。調査会の理事は、埼玉考古学会の推薦によつたことが、会の運営を円滑にしたのであろう。

2、わたたま風土記の丘

昭和三十九年二月四日、文化庁文化財保護部記念物課長であった柳川寛治現参院議員の、史跡埼玉古墳群の視察に同行し、案内役を務めた。そのとき、「この古墳群は規模も大きく壯観だが、このままじゃ、指定のしつぱなしという状態だ。もつと多くの人に見てもらい、楽しく見学できるように環境を整備しないか、

保存と活用をかねた公園のようなものにしたらどうだ」と話された。

柳川課長は記念物課長着任早々、史跡の公有化を図らなければ、史跡の保存はできない、現在のように史跡指定地の八〇％が民有地では開発事業に対処できないという持論を展開しておられた。そしてこれからの史跡の保存は点から面の保存にする必要があると説いていた。

翌年一月に県土本部の公園を所管する課と話し合い、埼玉古墳群を中心とした古墳公園の構想を描いてもらった。そのころ記念物課では岡田茂弘調査官を中心に史跡の整備方法を検討し、模式図として「風土記の丘」構想を打ち出していた。その図を参考にしながら三三haに及ぶ「わたたま風土記の丘」計画をつくり、教育委員会内だけでなく、知事部局の同意を得るための仕事を進めていた。この間に文化庁では風土記の丘整備事業を国庫補助事業として開始することを発表、いよいよ軌道にのつていた。埼玉県では昭和四二年に国民体育大会の開催を控えており、財政的に新規事業は制約されている時期で、財政当局等を説得するのに時間がかかった。しかし、風土記の丘構想は時流に合っているというので知事の最終的決断を得たものの、そのころ宮崎県では知事が観光事業の一環としてこの事業を取り上げようと積極的に運動していた



埼玉県埋蔵文化財センター



さきたま風土記の丘

ため、第一回の風土記の丘建設事業は宮崎県の西都原古墳群に決定するという事態になってしまった。ここで、あわてて事業を行うよりも、まず用地を確保しよう、民有地の古墳を買収し、資料館、遊歩道等の用地買収を先行しよう、と考えた。その上で事業を行って

も遅くはない。この旨柳川課長に申し出て、事業用地の取得から「風土記の丘」事業に取り組んだ。昭和四十一年のことである。翌年正式に四二―四三年の継続事業として「さきたま風土記の丘」建設事業に着手した。資料館の建設、民家の移築、古墳の整備、周濠の復原、見学道路の新設等、そして、九基の古墳のうち、一基を発掘調査することになった。そして選ばれたのが、前方部が破壊されているということで「稻荷山古墳」であった。発掘調査は昭和四三年八月に行った。横穴式石室を想定したが、結果は墳頂近くから礫櫛(木棺を用いる際に、棺の下方および側方に礫をつめて固定させたもの)と粘土櫛(粘土をつめて固定させたもの)からなる竪穴式石室で、礫櫛の主体部は盗掘も受けていなかった。出土品は完成した資料館に展示公開し、礫櫛も柵をして見学者の便に供した。

かくして昭和四四年、資料館の完成を待つて、オープンしたのである。史跡の保存と活用を図った保存法ということで県内はもちろん全国各地から見学者が訪れた。

一〇年後、鏽が進んだ出土品の防錆処理をするため、奈良国立文化財研究所と相談の上、元興寺文化財研究所に保存処理を委託したところ、一本の鉄剣からあ金の象嵌による銘文が発見され、文化財関係だけでなく、考古学、

古代史上稀有の大発見と大きく報道され、鉄剣とともに「さきたま風土記の丘」そのものも、改めて見直され、見学者は以前にもまして増加するようになった。

「さきたま風土記の丘」も建設以来二〇年間一〇〇万人を越す見学者が訪れている。

訪れる人は、ここが水田の中に古墳がポツンと所在していたころのことは知らず、昔から今のような緑と水に囲まれた環境にあったと理解しているらしい。辛亥銘鉄剣は昭和天皇をはじめ各界各層の人々が見学に訪れ、千数百年を経て、なおさん然と輝く、金色の銘文をみ、感嘆の声を発している。

四 文化財保護行政の発展期 (昭和五〇年代)

列島改造論が日本列島を駆け巡った昭和四〇年代は正に開発事業に追われる時期であった。その激しい動きに対処するために、文化財保護法の一部が改正された。昭和五〇年における改正である。要点は民俗文化財制度の整備、埋蔵文化財と土木工事との協議制、地方公共団体の役割の明文化、伝統的建造物群の保存整備等についてであった。このうち特に史跡とか埋蔵文化財に関する案文が目玉とされ、特に土木工事に伴う、発掘については研究者等から、厳しい注文があったが、われわれ行政

の立場にあった者にとっては、評価される改正であった。ただこの改正により、地方公共団体の責任が重くなり、その分だけ文化財保護行政の体制強化が求められるようになった。

1、文化財保護行政組織の強化

文化財行政は社会教育課の一係で所掌していたが、増大する事務量と、迅速を要する手続き、速やかな決断が望まれることもあり、昭和四十六年社会教育課から分離独立し、文化財保護室となった。三年後の四十九年には待望の課に昇格し、私は初代の課長に任命された。課内は庶務係と有形、無形、民俗を扱う第一係、記念物と埋蔵文化財の調整を扱う第二係、発掘調査を行う第三係の四係からなり、総勢も二〇余名の大所帯となった。関係機関としては、さきたま風土記の丘資料館、県立博物館等があり、多忙な日々を送った。全国的には全国市町村史跡保存協議会(全史協)があり、昭和五〇年には全国都道府県政令指定都市文化・文化財主管課長会議(全文協)が設立され、文化庁を中心に横の連絡機関であるとともに文化庁の財政強化の応援役をするようになった。

五 おわりに

今や「文化財」という語句を知らない者はいない。またその文化財は貴重なものであり、国民にとっても、国にとってもかけがえのない文化的な財産であることは認知された。これからはこの大事な文化財をいかに保存し、活用を図っていくかが、大きな課題となるのではあるが、先に東京国立博物館で行われた国宝展にも、見学者が長蛇の列をなした。物質よりも心の時代といわれる。心の時代の中心的存在をなす文化財保護は重要性を増すことであろう。

先人の残してくれた文化遺産を守り、これを後世に引き継ぐことは現代の人々に課せられた責務であることは文化財保護法によらなくとも多くの人々に理解されているところである。この点については世界各国とも共通に意を用いている。しかし実際にはなかなか実行し難いのが実状のようである。特にわが国では土地に結びついた史跡の保護という点になると、用地の問題が大きな障害となっている。

現在の史跡の保護のための土地買上げについて、例えば、現行でも額が少ない買上げ費が、土地高騰のおおりに受けてますます目減りし、土地の取得、史跡の公有化が困難となつていなどの点が検討されるべきではなからうか。

(埼玉県文化財保護審議会委員)

特集 ● 新しい時代の 教育委員会

●巻頭言
求められる「連携協力」体制
高倉 翔

●座談会
これからの教育委員会に
期待されるもの
（出席者 石川忠雄／奥山 桂／上寺久雄
伊藤政子／司会）小野元之

●論文
岐路に立つ教育委員会——松井一磨
生涯学習社会と教育委員会——牧 昌見
地域おこしと教育委員会——安彦文司
●教育長から一言
全部道府県・政令指定都市教育長

人・この道
わがまちの教育・文化——今井信子
ことばの小箱——福井県宮崎村
科学のひろば——野元菊雄
ふるさとのうた——宇宙科学研究所
郷土に生きる教育家群像——兵庫県教育委員会
宮城県

編集後記

▽最近、芸術文化に対する国民の関心が強まってきています。これはほんとうの豊かさを物だけでなく、心で確認をしたいという証でしょうか。今月号は、「芸術文化の推進」というテーマで特集を組んでみました。

▽芸術文化の関心が強まる中で、足した、芸術文化振興基金のうち、一〇〇億円を超える額は企業からの寄付によるものです。この寄付に向けての関係者のご苦労は大変なものであると思いますが、芸術文化の振興という高い理想のもとに、企業の方々のご理解とご協力を得て、まず財政基盤を確立し、基金の運営を軌道に乗せていただきたいものです。

▽一方、忘れてはならないのは、この寄付金は、そこに働く関係者のご苦労とご努力の結果、生み出された大切な資金であることです。▽また、芸術文化の振興方策は、これまでも数多く行われてきましたが、この基金の発足を契機に更に充実し、芸術文化の振興が一層図られることを、読者のみなさまとともに期待したいと思います。

▽この四月に希望と夢を胸にした新入生、新規採用の教職員のみならず、学校での生活も早いもので四か月を経過しました。

▽新しい生活環境での出会い、喜び、とまどい、苦しみなどいろいろなことがあったと思いますが、この夏休みにはしっかり充電していただき、新学期を楽しく迎えていただきたいものです。(S・K)

投稿歓迎

『読者からのたより』欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでのご感想、ご意見等をどしどしお寄せください。

●投稿規定

①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただきますことがあります。

●送り先
〒100東京都千代田区霞が関三―二―二
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

MESC 61 月刊

文部時報 8月号

第1363号

平成2年8月10日印刷
平成2年8月10日発行

- 著作権所有——文部省◎
- 発行所——株式会社 **ぎょうせい**
本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2
電話 03-268-2141(代表) 振替口座 東京9-161番
- 印刷所——株式会社行政学会印刷所

定価500円(本体485円)(〒61円)
年間購読料6,000円(〒共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店をお願いします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。